

同和地区におけるまちづくりの主体形成 柳原銀行保存運動の果たした役割とその意義

蓮田 攻*
リム ボン**

京都市最大の被差別部落「崇仁地区」を舞台に起こったオールロマンス事件を起点とする戦後の部落解放運動は、地域の居住空間改善を目標にかけ、全国規模で一定の実現を果たした希有の社会運動であった。その後、二大革新政党が進める社会運動の「系列化」の中で生じた解放運動の分裂は、崇仁では深刻な「まちづくり主体」の分裂・解体を引き起こし、住環境整備の停滞へとつながった。一方、この崇仁地区に現存する、明治期に被差別部落民の手で設立された唯一の銀行である「柳原銀行」は、部落解放の歴史においても、その本社屋が残る崇仁地区においても、長く忘れられた存在であったが、同地区が住宅地区改良事業の停滞とバブル経済を背景とした「地上げ」の危機に直面する中、再発見された。これを端緒に始められた柳原銀行保存運動は、諸団体の対立を克服し、「まちづくり主体」の再統合を実現し、新しい形のまちづくり運動を生み出す役割を果たした。本稿は、柳原銀行の保存運動と、この運動が同和地区のまちづくりの主体（担い手）形成において果たした役割について検討する。

キーワード：柳原銀行，同和地区のまちづくり，部落解放運動，住宅地区改良事業，被差別部落

目次

はじめに

- 1 柳原銀行 被差別部落唯一の銀行
- 2 柳原銀行保存運動の背景
 - (1) 解放運動の分裂
 - (2) 改良事業の停滞
 - (3) バブル経済と崇仁協議会の登場
- 3 柳原銀行保存運動の経過
 - (1) 柳原銀行の「再発見」
 - (2) 「保存のためのシンポジウム」から移築保存へ
- 4 柳原銀行保存運動の特徴
 - (1) 対立していた団体の参加
 - (2) クリアランスに抗する運動

(3) 価値の共同による運動

おわりに

はじめに

部落解放運動は、日本では根付くことの少なかった都市社会運動のひとつとして、また、その活動が一過的なもの、一地的なものにとどまらず、全国的なレベルで政策的な成果を獲得した存在として、希有のものである。そして部落解放運動の成果の一つである同和地区の環境整備事業は、商業地域の再整備の事例が多い既存市街地の再開発・環境整備事業の中において、住宅供給と住環境整備を中心にすえた事業

* 立命館大学大学院社会学研究科博士前期課程

** 立命館大学産業社会学部助教

として、貴重な事例・教訓を提供している。

この同和地区の環境整備について、京都市最大の同和地区である「崇仁地区」では、全国レベルで生じた解放運動の分裂の影響を強く被り、地域で環境整備を推進する主体となるはずの解放運動団体の分裂からその進捗が大きく遅れた。しかし、近年になって、従来型の解放運動団体とは違う、新しい「まちづくり主体」が地域に形成され、住環境整備の推進を担いはじめている。

本稿は、この新しい「まちづくり主体」形成の契機となった柳原銀行保存運動を取り上げ、それが同和地区のまちづくりの主体（担い手）形成において果たした役割について検討を行う。

従来の同和地区に関する研究としては、解放運動と連関した部落研究に多くの蓄積があり、また、同和地区のまちづくりについても、内田雄造の『同和地区のまちづくり論』（1993年）¹⁾という先行研究が存在する。後者では、プランナーとして同和地区のまちづくりに関わった研究者自身が、同和地区の環境整備計画・事例を日本の既成市街地の住環境整備、また、第三世界の「スラム」の環境整備の先行・先進事例として位置づけ、その実態及び可能性と限界を検討している。しかし、彼の研究においては解放運動ないし解放運動団体が同和地区の「まちづくり主体」として指定されている。本稿のような、新しい「同和地区のまちづくり主体」の事例と可能性について論じたものはない。

我々が研究対象とする柳原銀行保存運動に関しては、柳原銀行保存運動の過程で当事者たちによって作成された『柳原銀行とその時代』が、従来、唯一の文献であった。しかし、この文献は、当時ほとんど知られていなかった柳原銀行

の存在と歴史を発掘・普及させることを主目的としており、柳原銀行保存運動自体については、序文においてこの文献の成立を述べる形で触れているにすぎない。柳原銀行保存運動の経緯をまとめて述べるのは、本稿がはじめてである。

本稿の調査研究では、当事者が保存運動の過程で作成した文献の収集とともに、保存運動の中心人物であり、現在も崇仁でまちづくり運動の事務局に参加する二人から聞き取り調査を行い、その経緯を明らかにした。また時代背景や事実の時期などについて、国会議事録や行政が公表した計画、当時の新聞記事などの資料を用いて、記憶における日時の食い違い等について修正を行った。

また分析の枠組みとしては、崇仁地区における解放運動団体の分裂状態とそれに続く柳原銀行保存運動の生起とを、統一的な枠組みでとらえるために、運動団体が組織を維持する資源配分構造に着目し、新しいまちづくり主体を生み出した柳原銀行保存運動の性質の考察を行った。

1 柳原銀行 被差別部落唯一の銀行

「今、京都駅の近くでは、いろんなビルが建っていて、にぎやかになっている。その中で木造のやなぎ原銀行が、町の片すみでぼつんと立っている。明治32年6月に町内の人たちが資金を出し合って造った銀行だと聞いた」

「銀行はあったそうだが、ぼくたちの町内の人たちには、なかなか貸してくれなかったそう。それだったら、町内の、町内の人たちのための銀行を造ろうではないかと意見が出て、作られたと聞いた」²⁾



図1 塩小路河原町交差点（通称「ドンツキ」）
（高橋裕氏撮影 1977年9月25日，
柳原銀行記念資料館蔵）



図2 旧柳原銀行本社屋

京都駅の東，東西に通る塩小路通と南北に走る河原町通の交差点に，1995年の解体工事まで旧柳原銀行の本社屋は現存していた〔図1〕。

この木造2階建の洋館造の建物〔図2〕は，1989年に京都市が実施した建物調査の結果，1907年の竣工と判断された。京都に建設された洋風の銀行建築としては，1904年竣工の三井銀行が最も早い，現存するものとしては1906年竣工の旧日本銀行京都支店（現・京都文化博物館）がもっとも古く³⁾，旧柳原銀行本社屋はこれに次ぐものである。

全国的にみても，明治期の銀行建築の遺構は

20棟に満たない。地場銀行の建築は特に少なく貴重な存在であり，また建築設計密度の高い明治後期の洋風木造建築物であるとの理由から，1994年に旧柳原銀行本社屋は京都市登録有形文化財（市登建23）に指定された。

柳原銀行は1899年，京都市内最大の同和地区である崇仁地区の前身である柳原町の町長経験者であった明石民蔵ら住民有志によって設立された。部落の人々によって設立され，地域金融の役割を担った「被差別部落」唯一の銀行である⁴⁾。

大正期には，山城銀行と改称し市内一円に営業を拡大したが，金融恐慌の影響を受け1927年に閉店した。しかし「28年間という存続期間は，当時の多数の同規模の銀行と比較しても，長い方であった。しかも柳原町の経済活動の中核として，また『部落改善運動』の象徴として，明石民蔵をはじめ被差別部落民自らの手で経営され，この間，町内の人々の事業経営や事業設立・市内進出などに，また町の公共事業への融資や町債の引き受け，町内寺院の修理資金貸付け等，多大の貢献をしたことは，近代の被差別部落史上，特筆されるべきことである」⁵⁾と，重光豊は述べている。

しかし柳原銀行は，必ずしも部落史において，また崇仁の地域史において「特筆すべき」存在として語り継がれていった訳ではなかった。これには二つの理由が考えられる。

「昭和の初めにこの『山城銀行』が倒産して，町の人々が鉄道に飛び込んで自殺をした話をきいた事があり，あまり良い印象を持っていませんでした。」⁶⁾

預金者保護制度のない当時，銀行の倒産が地

域社会に大きな衝撃を与えたことは想像に難くない。預貯金等の財産を失った者や身近にそうした者を知る人々は、そのマイナスイメージのために、あえて銀行の歴史を語りつごうとはしなかった可能性が考えられる。

もうひとつの理由として、戦後の部落解放運動にせよ同和行政にせよ、「差別」と「貧困」とが断ち切りがたい結びついた地域として「部落」「同和地区」を捉えてきたということがある。「富の象徴」であるかのような「銀行」が被差別部落に部落民自身によって作られたことは、従来の運動を支えた歴史観にあっては「おさまりの悪い」事実であったといえるかもしれない。また「柳原銀行」設立者たちが関わった「自主的改善運動」を批判する中で登場した水平社運動の流れを、意識的に継承しようとした戦後の部落解放運動が、「柳原銀行」を位置づけ、語り継ぐための言葉を持たなかったとも考えられる。

水平社設立にも大きく関与し、戦後はオールロマンス事件でその後の解放運動の起点となった全国有数の被差別部落である「崇仁」とともにあった銀行であるにもかかわらず、部落史・部落問題に関する事典にも、ごく最近に至るまで「柳原銀行」の項目はなかった⁷⁾。

柳原銀行保存運動に携わった崇仁の自治連合会長だった奥田勝広氏は、先の引用のあと、続いてこう記している。

「しかし最近の部落史の研究により『柳原銀行』の真の姿があきらかになるにつれて、この印象は変えられました。『柳原銀行』の事績は素晴らしく、町の後輩の私達にとって誇りとすべき内容をもっている」と確信しています。⁸⁾

柳原銀行は、多くの保存運動と同じく、その価値の再発見と浸透を通じてひとつの運動が組織されるなかで、保存されることになった。しかし、この運動がもたらしたものは文化財である銀行建築の保存だけではない。地域を自らよりよくして行こうとする「地域づくり」「まちづくり」の意志、かけがえのないものとして自らの地域をとらえ、責任を持って関わっていかうとする態度、そして何よりもそうした「まちづくり」の担い手こそ、柳原銀行を巡る運動が生み出したものである。

ではなぜ、崇仁のまちづくりは、柳原銀行保存運動を契機とした、新しい「まちづくり主体」の登場を待たねばならなかったのか。また、保存運動はどのようにして始められたのだろうか。

2 柳原銀行保存運動の背景

(1) 解放運動の分裂

1965年以降の解放運動の分裂が、崇仁地区においても地域の解放団体の分裂をもたらすに至る経緯を、簡単にまとめれば次のようになる。

第二次大戦後、さまざまの社会運動が復活する動きの中で、1946年、部落解放全国委員会が結成された。1951年、京都市の職員が崇仁地区南部を舞台にして描いたとされる小説が、雑誌「オール・ロマンス」に掲載されたことに対し、部落解放全国委員会は、被差別部落の劣悪な生活の実態こそ差別のあらわれであると同時に、また差別観念を生み出す根元であり、劣悪な環境を放置してきた行政の怠慢が差別を温存させてきた大きな原因であるとして、京都市当局の責任を強く追及した。その後の部落解放

運動の起点となる「オール・ロマンス」事件である。

これ以後、部落解放運動は劣悪な部落の生活実態・環境と一般地区の格差を明らかにし、地方自治体の責任を具体的に追及する行政闘争、特に環境整備をめぐる闘争の展開によって発展をとげ、組織も拡大していく。

部落解放全国委員会は1955年、部落解放同盟（解放同盟）と改称した。その綱領に掲げられた20項目に及ぶ具体的な要求のうちの1つが、「不良住宅の改善」と各種施設の完備を含む住環境改善を求めるものだった。1958年からは部落問題を全国民の課題へ というスローガンの下に、日本社会党、日本共産党などの革新政党や地方自治体と共同で、部落解放国策樹立要求運動を展開する。この成果として、1960年、内閣に同和对策審議会の設置が決まり、1965年には同審議会の答申（同対審答申）が提出された。答申は政府として、人権問題としての部落差別の存在を公式に認め、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識を示すものだった。

しかしこの同対審答申の評価や行政闘争の方針、「政党支持の自由」問題について意見の対立が激しくなり、さらに日本社会党、日本共産党、民社党など革新政党の動向の影響も加わって、1965年の第20回大会において解放同盟の内部対立が表面化した。この対立は1960年代後半から70年代にかけて激しくなっていく。中央本部の方針に批判的な同盟員は日本共産党の影響下にある人々が中心になって、1970年、部落解放同盟正常化全国連絡会議（正常化連）を組織し、1976年には全国部落解放運動連合会（全解連）を結成することとなる。

京都でも、1965年に同盟京都府連での朝田

派と三木派の対立を皮切りに、三木派は正常化連から全解連への改組へと進んでいく。一方、1973年には同盟府連・反乱派が京都会館で集会、もうひとつの京都市協をつくるなど、解放同盟を元とする3つの団体が生まれることとなった。

京都市内の同和地区には、いずれかの団体を中心にまとまりを維持したところも少なくなかったが、崇仁では1976年に全解連七条支部が成立、つづいて1978年7月には同盟朝田派が「家賃値上げ反対同盟」七条支部結成、同年8月、同盟非朝田派が同盟七条支部再建大会を開くなど、1970年代後半にはこの分裂が固定化することとなった。

（2）改良事業の停滞

解放団体の分裂により、崇仁では地域におけるまちづくり・環境改善の主体が分解してしまい、結果として住環境改善事業の停滞がもたらされた。

柳原銀行保存運動の中核を担った一人、山内政夫はこの事態を次のように言う。

「京都の市内で、19箇所の『エタ』村があって、11箇所の『同和』地区、隣保館がある地区がありますけれども、改良事業は他の地区はほぼ完成しているというのがいまの状況なんです。いまでも崇仁だけは半分という状況で」⁹⁾

市内の同和地区のうち最大の面積（25.6ha）をもつ崇仁地区では、住宅地区改良事業の事業地区指定が5回に分けて行われたが¹⁰⁾、このうち事業が完了しているのは、1968年までに地区指定をうけた3地区のみである。事業進捗率は長年約55%のままであった¹¹⁾。

この件について、京都府選出の竹村幸雄衆議院議員（当時）は、1991年3月13日の予算委員会で、総務庁長官に対して、七条部落（崇仁地区）の事業のおくれをとりあげ、以下のように質問している。

「例えば改良住宅の建設一つをとりましても、1991年3月1日現在で、1,855戸の計画の中で、できたのは984戸にすぎぬわけでございます、率にいたしますと53%にしかすぎないわけであります。」¹²⁾

これに対する小山政府委員の答えは以下のようなものであった。

「確かにその事業（住宅地区改良事業）を行うに当たりましても地域の間における調整がうまくいかないとか、それから用地の問題でちょっとデッドロックに乗り上げている等がございまして、おくられている地域はあると聞いております。」¹³⁾

国会答弁で事業が「デッドロックに乗り上げている」第一の原因とされた「地域の間における調整」とは、崇仁における分裂した諸団体の対立を指していた、と考えられる。

「京都市がいくらいいものを造ろう、例えば崇仁の地区に老人が使えるようなディーサービスセンターを、一生懸命に自分の立場を考えずに崇仁の地区にもってこようという格好で行政のなかで根回しをやって、千度反論されて、手を合わせてお願いをしてそのようなものを仮にもってこることがあっても、三団体がそれぞれ変なことを言ったら、これは成立しませんよ。解放同盟は「マル」、全解連は「ベケ」、自治会は「三角」となったら、これはいくら行政がやる気になっても疲れ

ますよね。」¹⁴⁾

「不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設」を目的とした住宅改良事業は、（1）不良住宅の買収除去（2）良好な住宅地の形成、公共施設、地区施設の整備（3）改良住宅の建設を事業内容とする。土地収用について強制力をもつとはいえ、全面的なスクラップアンドビルドを基調とする（住民からすればほぼ全員の住み替えを伴う）住宅改良事業は、広範な住民の協力がなければ実施困難である。

このような部落の環境改善において、解放団体が果たす役割は2つあると内田はいう。すなわち「多様な住民の要求を統合する役割」と「解放団体のもつ政治的力量により事業の実現を担保する役割」¹⁵⁾である。事業者、商店主の経営が立ちゆくかどうかの経営的観点に集約される商業系再開発に対して、同和地区の環境改善は住環境の改善、事業者の意向、定住志向の実現などが入り交じった多様な要求が出され、これらの要求をどう統合するかはきわめて難しい。内田は解放団体が、解放運動の観点からこれら要求を統合してきたと述べ¹⁶⁾、同和地区の住環境改善・まちづくりに果たすこうした役割を重くみている。

また、財政上の負担の著しく大きい住宅改良事業にあっては、事業化に対して抵抗もしくは縮小化が自治体によって行われることも珍しくない。解放団体が長年の運動の中で培ってきた影響力・政治力によって生まれる事業実現性の担保は、住民の意向をまとめるにも重要な要素となる。これらの点から見るに、解放団体は各地域で、それなしでは実現困難な地域の住環境改善・まちづくりの担い手（主体）としての役

割を果たしてきたといえる。

したがって地域における解放団体の分裂は、地域におけるまちづくりの担い手の分裂・弱体化を意味していた。とりわけ、分裂した諸団体が、それぞれの組織アイデンティティに固執し、対立のための対立に走るとき、住民の様々な要求をとりまとめ、地域合意を形成できる「まちづくり主体」は消滅し、また事業実現の担保も失われることとなる。このことが、地域住民の中に事業の実現性についてのあきらめを生み、要求の細分化・私化を激しくすることで、「まちづくり主体」の確立はますます困難なものとなっていったと推測される。

（３）バブル経済と崇仁協議会の登場

「柳原銀行のことを一番最初に町内でいろいろ議論した記憶があるんですけども、そのときは地域はそれどころじゃなかったんですね。崇仁協議会という団体が、これはうわさですけども系の資本をバックに、崇仁全体、部落全体の底地を買うと、地上げをすると、そういうことがマスコミの間で議論になると、そんな時代なんですね。一方で、京都市に対しては、民間活力の導入、『同和』地区の地区指定の撤廃という裁判を起こすということで、そういう状況がずっとあって、崇仁協議会一色に崇仁が染め上げられたというのが、いまから十年ぐらい前の状況なんですね。」¹⁷⁾

同和地区が、民間資本による開発の対象になることは、それまで考えられないことだった。公的資金によって用地取得から住宅供給までを行う住宅地区改良事業は、事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等を、新築・増改築をふくめて制限している。多くの場合オールクリアランス（既存建造物の全面撤去）方式がと

られるこの事業にあっては、事業地区に指定されることは、一切の民間開発が禁じられることにも等しかった。

これに対して、崇仁協議会は1988年8月、1989年8月と2回にわたり、京都市と国を相手に「地区指定」撤廃を求める訴訟¹⁸⁾を起こした。またそれに先だって、1988年5月には、ほぼ全体が改良事業地区に指定されている崇仁地区を含んだ、七条から十条にわたる鴨川西側部分をオールクリアランスし、再開発ビル群を建設し、高級住宅7,000戸を供給するプランを発表した¹⁹⁾。

「最初、崇仁協議会の案が出たときに、七条、八条、九条、十条という被差別の地区の全部に大きなビルを建てるというそういうプランなんですね。そういうプランをみたときにびっくりしましたね。痛いところをつかれたと、ひょっとしたら社会的な認知を受けるんじゃないかという、これはやばいと思いましたね。」²⁰⁾

崇仁協議会が登場したのは、日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）が『公共事業分野への民間活力導入方策に関する提言』を経済企画庁へ提出し（1984年）、G5が行ったプラザ合意（1985年）以後の激しいマネーサプライの伸びが、やがてバブル経済と呼ばれた地価高騰の時代へと日本を向かわせようとしている時代であった。

1985年、「崇仁同和協議会」の名で堀川綾小路に事務所が開かれ、翌1986年秋には崇仁協議会と代表者を同じくする不動産業者によって、崇仁周辺学区で土地買い占めが始まった。

3 柳原銀行保存運動の経過

(1) 柳原銀行の「再発見」

1986年3月、旧柳原銀行本社屋は京都市によって買収された。建物のある河原町塩小路の交差点は、国道24号線（河原町通り）の拡幅工事場所にあたるため[図3]、旧柳原銀行本社屋は解体撤去が予定されていた。この交差点で狭くなる河原町通を広げ、さらに東海道線の下を大型車両が通れるようにするための工事である。

崇仁のまちに、柳原銀行の意義を伝えたのは、崇仁の南隣の東九条に住む山内政夫だった。

山内は、10代後半から東九条で青年運動や生活改善活動に関わっていた。東九条には崇仁から移り住んだ者も多く、山内の父も崇仁の出身だった。1983年夏、東九条の南部である東松ノ木町、鴨川沿いに広がる通称「ゼロ番地」の実態調査を、山内は大阪工業大学の大学院生

らの協力を得て行っていた。1985年、この山内に対して、京都部落史研究所²¹⁾から、東松ノ木町で行った調査の報告が依頼された。以来、山内は京都部落史研究所の研究会に参加することとなる。

「その研究会に何回か行って、その際に歴史のことだけではなく、実態調査であるとか部落差別をどうみるかとか、まちづくりの観点からどうみるかとか、いろんなことを勉強する場があって。そのときに、部落の中に銀行があったと、柳原銀行やと。そういう報告があったのかな。柳原銀行にしぼったのではなくて、部落の近代史に関する報告で。」²²⁾

貧しいはずの部落に銀行があったこと、しかもそれが部落の人たちが金を出し合って作った銀行であったことは、山内に驚きを与えたという。それは山内にとって、従来の被差別部落のイメージをうち破るものだった。

また崇仁を指す「柳原」という古い時代の呼称にも、山内は新鮮なものを感じた。この呼称は、山内を「いと違う部落のあり方」に誘うこととなる。

1918年に京都市に編入されるまで、崇仁は「柳原町」という自治体であった。この地にあった3つのえた村と1つの非人村は明治に入り、ひとつの自治体として独立を果たしていた。町の名を冠した柳原銀行はその中であって、他から融資を得られぬ部落の商工業者を助け、時に柳原町の財政を助けた。柳原町は、柳原銀行から借り受けた金で道路を修繕し、学校を増築し、まちの改善に取り組んだ。その資金は、まちの人々が柳原銀行に預けたものだった。また柳原銀行の活動は、水平社以前に取り組まれた、

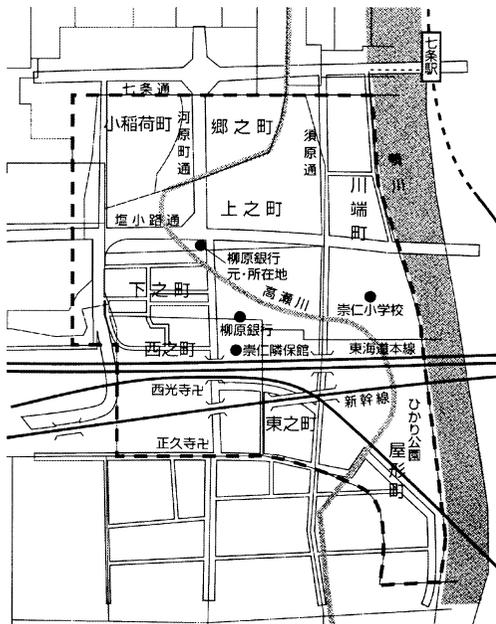


図3 旧柳原銀行付近地図

「自主的改善運動」と結びついていた。柳原銀行初代頭取である明石民蔵は、自主的改善運動のリーダーの一人だった。「柳原」には誰かの力に頼むのではなく、自らの力で部落をよくしていこうという取組、そしてそのための気概と知恵があった。山内が柳原の歴史から学んだのは、これだった。

1986年、山内は人の紹介で解放同盟七条支部（崇仁地区における支部）に入る。自らの東九条における活動の経験と京都部落史研究所での学びが、従来型の解放運動に疑問を感じさせた、という。そのこともあり、山内はますます崇仁（七条）の部落史に引き寄せられていく。1987年、冊子『七条部落解放史 近代編年表』という年表を、京都部落史研究所の研究者や支部の青年たちとともに作り、「同盟七条支部、七条部落解放史研究会（準）」の名で発行する。山内はこの冊子の中で、柳原銀行の存在とその意義にふれ「この銀行跡の建物を町に残そうとする運動が起こるのは必然である」²³⁾と記している。

この冊子を手にした一人が、野々口正吾だった。崇仁に生まれ育った彼もまた、若い頃から地域での民主青年同盟の活動に関わっており、東九条出身の山内ともそうした活動を通じて知り合っていた。野々口はその後、正常化連から全解連へと解放運動に関わるが、彼もまた解放運動団体が行う就職斡旋などの活動には疑問を感じてきたという。野々口が引きつけられたのは、まちづくりに関する活動だった。

1983年12月、全解連七条支部が呼びかけ、「崇仁町づくり懇談会」が発足すると、野々口はこれに積極的に関わっていく。翌年、部落問題研究所の研究者などの協力も得て、崇仁まちづくり懇談会が行った「崇仁地区北部まちづく

り調査」は、事業が未実施である崇仁北部地域を全戸調査し、まちづくりに関する住民の意向を調べるものだった。

「町づくり懇談会には、最初からぐっときた。一生懸命やった。その前にも、役所からでてくる（まちづくりの）パイロット案の検討なんかに関わっていた。（運動体の仕事としては）就職を世話するとかじゃなくて、最初からこっち（まちづくり）がメインとってた、運動の根本は、地域住民の要求やと思う。これが改良住宅をつくることと『まちを守る』ことだった。」²⁴⁾

「崇仁町づくり懇談会」の集まりがもたれていた崇仁隣保館を、新たにできた山内らの「七条部落解放史研究会」も会場場所として使った。こうして山内と野々口はしばしば崇仁隣保館で会うことになる。

「そのころ山内は、隣保館をちょろちょろしてた。あれはなにしてたんやろ。寺院調査とか船鉾調査とかか。歴史の研究会を山内はやってた。こっちは町づくり懇談会。両方が隣保館で会議やって、それで会ったりした。山内に『これからおまえとおれの時代や、何かできるで』とか言ってた。」²⁵⁾

「野々口さんと、昔から知り合いやからね、彼も年表（『七条部落解放史 近代編年表』）を読んでくれたりして、山内もがんばってるな、と。解放同盟と全解連の運動やなしに、新しい運動をやろうと、そういう話を野々口さんとやって」²⁶⁾

柳原銀行とその保存の意義は、山内から野々口を通じて、当時自治連合会会長だった奥田勝広に伝えられていった。

「山内から柳原銀行のことを聞いて、『(わしは)体振(体育振興会)やってるから、勝広さんに声かけるで』いうて、それから保存運動がはじまった。三本立て(自治連、同盟、全解連)だから、京都市も動かざるを得ない」²⁷⁾

(2)「保存のためのシンポジウム」から移築保存へ

「1989年ですが、『柳原銀行の保存のためのシンポジウム』というのをやったんですね。その当時は私は支部の役員でもなかったけれども、支部長に相談して、全員参加という格好で、解放同盟七条支部としては、スタンバイ・オーケーということになって、自治会の会長も口説きまして、これはいいことだということで、『わしは当日あいさつする』というところまでこぎつけました。一方、全解連にはどう言おうかと悩んでいましたが、なかには同じような分析をしている人がいまして、いまは全解連七条支部の書記長をしていますがその人が、『それは山内君、いいことや』と、『既存の運動のスタイルではなく、新しいものをやろう』と彼も腹をくくって、『当日はワシが司会をする』と。自治会の会長があいさつをすると、そして私が問題提起をするという、そんなシンポジウムをやったわけですね。」²⁸⁾

1989年4月18日の「柳原銀行保存シンポジウム」を皮切りに、柳原銀行保存運動はスタートする。このシンポジウムでは、崇仁自治連会長奥田勝広が開会挨拶を行い、全解連七条支部の書記長となっていた野々口正吾が司会をつとめ、同盟七条支部の山内政夫が開会時の保存に向けた問題提起(アピール)を行った。1970年代の解放団体の分裂固定化後、解放同盟と全解連が支部レベルで足並みをそろえ、加えて地

元自治連合会が参加するという全国でも珍しい取り組みがこうして始まった。

この運動は当初から、これまでにない支持を得ることができた。ひとつは、地元住民からの支持である。

「シンポジウムをやって、それがまんまと成功したんですね。町内の人も拍手喝采をしてくれまして、『ええー、いまの運動体はけんかしたり分裂したりしているけれどもそういうことをするのかいな』というそういう評価をされましたね」²⁹⁾

そして、保存運動に対するもうひとつ支持が、住宅改良事業の事業主体である京都市から得られた、と山内はいう。

「シンポジウムをやってから行政のほうから、『基本的に残しましょう』と、『地元の熱い願いに関しては我々も賛成です』と、そういうシグナルが私にきたんですね。そのときは飛び上がるくらい喜びましたね。」³⁰⁾

1991年6月には、自治連会長奥田勝広が序文、全解連・まちづくり懇談会の野々口があとがき、そして山内が『七条部落解放史 近代編 年表』を作る際に培ったネットワークに集う研究者が本文の各セクション(崇仁の近世史、近代史、柳原銀行の歴史など)を担当した『柳原銀行とその時代』が出版された。この書籍の販売利益もまた、保存のための基金に加えられた。

同年8月には、「崇仁地区の文化、歴史を掘り起こし、守り、育てそれらを崇仁の住民、京都市民の前に明らかにし、新しい町づくりに寄与することを目的」³¹⁾に、崇仁自治連合会、

野々口らが参加する崇仁まちづくり懇談会、山内らが参加する七条部落解放史研究会から各5名の委員を出し合い「崇仁地区の文化遺産を守る会」（以下「守る会」とする）が発足した。

会長には自治連会長である奥田勝広、副会長には同盟、全解連両支部から一人ずつ、そして事務局長、事務局次長を山内、野々口がそれぞれ担うこととなった。

「守る会」は発足後、崇仁地区の小学校や寺院が所蔵する資料の調査、未発掘の地域資料の発掘・収集、地域史に関する聞き取り調査、崇仁の伝統行事の復興のための「だんじり」調査、船鉾保存再現の研究などに取り組んだ。

また柳原銀行本社屋の保存運動に関しても、地域からの募金により1992年3月末までに736口2,208,000円の保存運動基金を集めた。1992年5月からは、「守る会」の活動内容や調査研究の成果を地域住民に知らせるために、ニュースター「集い」が発行され、崇仁地区約3,000戸に全戸配布された³²⁾。

また1992年度から3年間、京都市文化財保護課の委託事業として「崇仁地区寺院調査」が行われた。この調査団（団長：柏原祐泉（大谷大学名誉教授））の事務局を「守る会」は担うこととなる。この経験を通じて、後の柳原銀行の運営にあたる実務スタッフが育成された。

1994年1月26日、京都市は、京都市文化財保護審議会に対して、柳原銀行本社屋を登録文化財とする価値があるかどうかについて諮問を行った。審議会は明治期の銀行建築としての価値と、地区内で資本金を集めて自らの地区の発展を図るため設立された銀行の歴史を評価し、同年3月16日、登録文化財とすることが適当であるとの答申を出す。同年4月1日、京都市は柳原銀行本社屋を京都市登録文化財とした。

被差別部落に地域住民自らがつくりあげた銀行が、後世に残すべき価値があると認められたのである。

柳原銀行保存運動は最終的に、2つの成果を崇仁にもたらした。ひとつは旧柳原銀行本社屋の移築保存³³⁾であり、もうひとつは統一された地域まちづくりの主体「崇仁まちづくり推進委員会」である。前者は運動の成果そのものであり、後者はこの運動を契機に生まれることとなった。

4 柳原銀行保存運動の特徴

（1）対立していた団体の参加

後に地域におけるまちづくり主体を生み出した柳原銀行保存運動の特徴として、次の3つが考えられる。

ひとつは、主義主張、イデオロギーの異なる、組織の成立過程からして互いに対立を当然としてきた団体が足並みそろえて参加したこと。二つ目は、「置き換え」型の改良ではなく、保存を志向した運動であったこと。三つ目は、利益追求の運動ではなく、地域の文化的アイデンティティを巡る価値追求の運動であったこと、である。

この三つは、以下にみるように、互いに絡み合っていたといえる。柳原銀行保存運動は、従来の置き換え改良志向・生活利害追求型の運動ではなく、保存志向型・価値追求型の運動であった。このことが、対立していた諸団体の協同を可能にし、地域におけるまちづくり主体の形成とつながったと考えられる。

保存運動の成功の原因は、直接にはそれまで

対立していた地域団体が足並みをそろえて運動に参加したことにあった。こうした協調行動には、先に述べたキーパーソンたちの活躍や、彼らが培ってきたネットワークが果たしたところが小さくない。山内と野々口を結びつけたのは彼らの若い頃からの活動であったし、柳原銀行の意義が崇仁自治連合会にまで伝えられたのは、体育振興会という地域活動に野々口が長年関わってきたことによると思われる。

しかしキーパーソンたちがそれぞれの団体をまとめ上げ、協同のテーブルにつかせることができたのは、それらに加えて、各団体に加わる圧力の存在があったからではないだろうか。

「具体的に京都市に窓口をもっている崇仁自治連合会、部落解放同盟七条支部、全解連七条支部に対して彼ら（崇仁協議会）は明らかに圧力をかけてきたわけですね。うちの副支部長の二人は、崇仁協議会の事務所に連れて行かれて、恫喝ですね、包丁を突き付けられてやっていると。私の家にも電話がかかってくる。全解連七条支部長の家には押しかける。自治会に対しては会長の選挙に対立候補を立てて、自治会を奪うとか、様々な圧力をかけられてきました。」³⁴⁾

そして、京都市もまた地区指定撤廃を崇仁協議会から訴えられていた。それぞれのグループは、個別に攻勢をうけていた。崇仁協議会はまた、1987年からはスポンサーからの潤沢な資金を用いて、無料の配食サービスや芸能人を呼んだ夏祭りに金券を各戸に配るなど、「既存団体にはムチ、住民にはアメ」の地元対策を盛んに行っていた。

ある解放団体の幹部は当時、この事態についてコメントを求められ「彼らは地上げ屋だ」と

批判したが、では崇仁でおくれる改良事業をどうすべきか、崇仁のまちがどうあるべきか、など対案を示すことはできなかった。山内たちが真に危機感を感じたのはこの点だった。

「崇仁協議会のお金とか暴力がこわいではなくて、民間活力の導入、地区指定の解除というその真意、中身が社会的な認知を受けるかも分からないという、既存の部落解放運動よりも一歩進んだ、そういうものを彼らが提唱していると、これがじつはやばかったわけです。」³⁵⁾

崇仁協議会がいう「差別を固定化させる地区指定の撤廃」そして「民間活力導入による再開発」という主張は、時流に乗ったものだった、といえる。そうしてできた高級住宅に、今の崇仁の住民が住める保証はないとの不安は漏らされたが、戦後4度にわたり提案されいづれも実現しなかった行政の崇仁北部改善事業³⁶⁾より、あるいは改良事業の早期実現を行政に要求する従前の解放運動のあり方より、地域住民や市民にとって崇仁協議会の提案が魅力的に見えるかもしれない、と山内には思えた。

崇仁協議会からの直接的な攻撃、そして崇仁協議会の主張が認知されるかもしれぬほどの、まちづくりや地域の解放運動の停滞的な状況。こうしたことから来る危機感が、各団体に新しい方向性を模索させ、協調行動への条件を整えさせた。

（2）クリアランスに抗する運動

では、諸団体が足並みそろえて参加し得る結果軸はどんなものでなければならなかったか。

「我々はそのときに、何を考えたか。そんな大きな

ものを作るとか、お金がどうのとかでは彼らと対抗できない。もっと原則的な問題、部落というもの存在について考えようということですね。

柳原銀行がああいう格好で復元されていますけれども、いまの京都の市内の部落ですよ、あと五十年、百年したら何が残っているかという話になってくるわけですね。ひょっとしたら柳原銀行だけなんです。何も我々がしないと。そういう状況なんです。」³⁷⁾

結集軸は、まず対外的には、崇仁協議会の、部落をなくす（クリアランス）という主張に対抗し得るものでなければならなかった。この点で、オールクリアランスを基調とする改良事業の「速やかな進捗」を求める主張は、結集軸とはなり得なかった。事実、「町づくり懇談会」やその母体である全解連七条支部は、オールクリアランス型の改良事業に疑念を表明していたのである。

地域の文化的アイデンティティの確立をめぐる運動が、「残す」運動として結実できたことが柳原銀行保存運動の大きなアドバンテージであった。「改良事業のおくれ」から、柳原銀行という明治期の建築物が現存していたことは大きな意味をもった。柳原銀行とその意義の再発見は、事業のおくれという大きなマイナスを、部分的にであれプラスととらえ返すことができることを示したからである。これは同時に、次にみるような大きな価値転換をも意味している。

戦後の解放運動は、部落の環境改善を強力に進めることを要求し、また地域をその方向でとりまとめるなど、自らも大きな役割を担ってきた。具体的には、「改良事業」の名が示すとおり、前近代的な「不良住宅」などの劣悪な環境

の「取り除き」であり、近代的なコンクリート製の耐火集合住宅への「置き換え」であり、部落外との「格差是正」である。部落にあるものが「良い」ものであり、だからこそ残すべきであるという提案は、戦後解放運動の中で位置を見つげたい主張であった³⁸⁾。それはちょうど柳原銀行という存在が、従来の部落史の中におさまりのよい位置を見つけることが難しかったのと対応している。

関西の大規模都市部落の多くはオールクリアランス型の住宅改良事業を強く要求してきた。「『住宅地区改良事業』でも良住宅の存知は可能であるが、20%以下の少数の良住宅及びその敷地は、改良住宅用地や公共施設用地として買い上げられ、結果的に全面的にスクラップ（クリアランス）される例が圧倒的に多かった」³⁹⁾京都市内でも、事業が大幅に遅れている崇仁以外の、改良事業がほとんど完了した地区には、かつてあった建築物のほとんどが残らなかった。そこで実施された改良事業は、部落内の不良住宅でないものも用地確保のため買収撤去することが多く、改良事業地区全体を近代的な耐火集合住宅（コンクリート製の団地）や新しい地区施設などに置き換えていった。

崇仁協議会が提案するプランは、より徹底的に「不良（住宅）＝悪しきもの」を「改良＝よきもの」に置き換えるようとするものであり、スラムクリアランスという点でより純化されたものだと考えられる。典型的なジェントリフィケーション（上流化）をめざし、大規模かつ高水準な開発を行うという点では、崇仁協議会の再開発は「改良」よりむしろ「解消」を志向していた。

柳原銀行保存運動は、クリアランス型再開発のアンチテーゼとしての側面を持っていたが故

に、崇仁協議会に圧迫される諸団体が共闘し得る結集軸となった。「大資本によって崇仁の町が根こそぎ変えられてしまうのを防ぐには、自治会を中心にして住民、解放同盟、全解連、行政が一本にまとまり、自分たちの町づくりと一緒に考えねばいけないのでは」⁴⁰⁾という町の声を反映するものだった。

「なくす」「置き換える」に対して「残す」ことを目指す運動は、それ以上の意義を持っていた。崇仁協議会のプランが顕在的に、そして住宅改良事業が潜在的に抱いていた「部落＝なくすべきところ」という価値観に対する「覆し」を、柳原銀行保存運動の目的は含むからである。消し去るべき場所やまちに、人々は地域のアイデンティティを結ぶことは困難である。まして「まちづくり」の主体として関わることも難しいだろう。柳原銀行保存運動のプロセスは、地域において「残すべきもの」の発見と浸透を意味し、同時に地域外における「残すべきもの」の承認を目標としていた。この発見と浸透は、地域のアイデンティティの確立と、「まちづくり」の主体形成の条件を準備することになり、地域外の承認という目標は「地域発信型人権資料館」としての柳原銀行記念資料館に結実することになる。

（3）価値の共同による運動

結集軸はまた、対内的には、利害の共同ではなく、価値の共同を目指すものでなければならなかった。なぜなら、従来の地域における解放団体は、行政資源をめぐる「利害の共同」を軸に組織を維持していたからである〔図4〕。既存団体の組織維持に抵触せず、諸団体の協調行動をめざすためには、「利害」とは別の結集軸が必要だった。そして柳原銀行保存運動は、ど

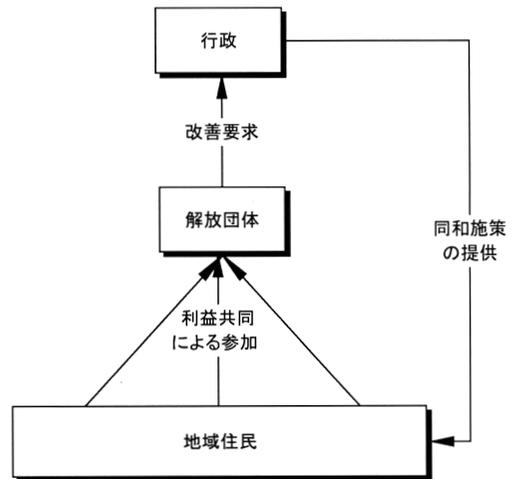


図4 要求運動としての解放運動の資源配分構造

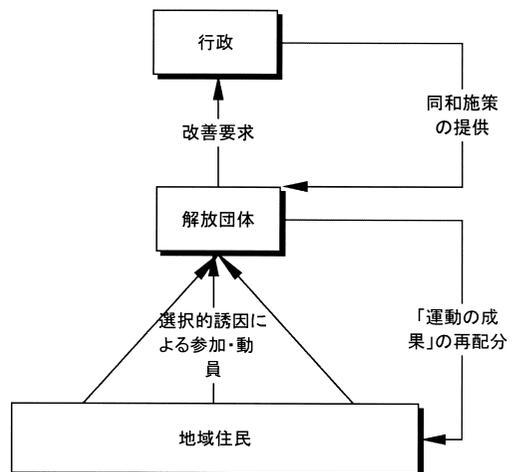


図5 「ただ乗り」対策としての資源配分構造

んな個人にも「一円の得にもならない運動」であった。

解放団体は、原則的には「要求団体」であり、運動の成果（行政資源の提供）を団体自らが配分することで、運動に参加・尽力しない者も「運動の成果」から利益を得られることによって、やがては運動への参加者が減少するという、多くの運動組織が直面する問題を解決し、組織を維持してきた〔図5〕。これには、同和行政施策が基本的に対個人給付的だったことが大き

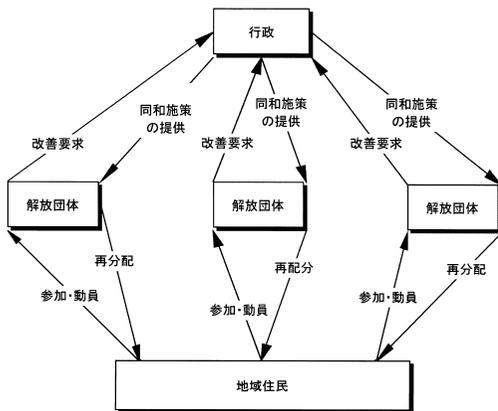


図6 分裂後の組織維持を可能とする資料配分構造

く影響している。同和行政施策は制度化され、非排除性をもった公共財として制度の適用要件を満たす個人すべてに配分される。すなわちいったん制度化が達成されれば、制度実現に尽力しなかった者にも個人化された便益が届けられるという「ただ乗り」が生じやすい。したがって、解放団体は、制度からの便益配分に影響力を保持し、活動への貢献に応じて配分することで団体への人的資源の動員（リクルート）を確保し、組織維持を図ってきたのである。

この組織の再生産構造は戦後日本で最も強力な社会運動組織を可能とし、また最も大規模かつ総合的な都市再開発事業を実現する担い手（主体）を形成した。だが、皮肉なことに、この強固な構造自体が、解放運動の分裂を「可能にした」とも言える【図6】すなわち行政資源へのアクセスや影響力（「行政との窓口」と呼ばれる）が確保されれば、地域的な統一を担保としなくとも組織維持が可能となるからである。実際、「地域の合意」が必要な住環境改善について大きく遅れた崇仁地区でも、対個人的な同和施策は滞りなく行われており、行政 解放団体 住民を要素とする資源配分構造は維持

されていた。また分裂直後の解放団体の対立が、行政窓口問題（すなわち行政資源へのアクセス権）をめぐる激しいものとなったのは、「行政との窓口」こそが団体維持に不可欠であったからである。

利益共同はこうしてそれぞれの組織維持に不可欠な軸であったので、改めて利益獲得を軸に各団体が共闘するには抵抗が大きかった。つまりそれぞれの組織を解体し、ひとつの組織へと組み直す再編成を意味するのではないかと思われるかねなかった。したがって、それぞれの組織を維持したまま、「共闘」を実現するためには、それとは違った結集軸が必要であった。

柳原銀行保存運動は、決して生活欲求に根ざしたものではなかった。銀行が保存されたからといって、住民の所得や住環境が改善される訳ではなく、集団や個人にいかなる経済的便益や機会が提供される訳でもない。だからこそ、諸団体は獲得物の分配をめぐる対立することなく保存運動に参加できた。

もちろん柳原銀行保存運動の価値共同型運動という面は、そうした「対立を避け得る」という消極的意義以上のものをもっていた。「我々のまち崇仁」がいかなる街であったのか、誇るべき何事があったのかを、柳原銀行は示している。水平社運動に先行してこの崇仁地域で展開された「自分たちの力をつけ、地域をよくしようとした自主的改善運動」のシンボルとして意義、また「地域の人たちによる地域のための銀行」という柳原銀行がもつ歴史性・物語性は、地域の文化的アイデンティティの確立という価値共同の追求に格好の素材を提供した。イデオロギー対立も利害関係の対立も生じないレベルでの共同行動は、この価値共同のレベルで可能となったのである。

おわりに

「柳原銀行を、部落の文化を大事にするという、当たり前の一番原則的な取り組みが、社会的に認知をされるという状況が生まれたわけです。それで大きな自信ができましたね。このスタイルでいくとまちづくり委員会というかたちで、大きな進展をみるだろうという確信がありましたね。いまから思うとやっぱり運がよかったという、自分がしたとはよういけませんけれども、その歴史的な場面のなかで自分は確かにそこにいたんだということが大きな財産としてありますね。」⁴¹⁾

柳原銀行保存運動に参加した自治連合会と解放同盟、全解連の両支部は、1996年6月、「住み続けられるまちづくり」を目標に掲げた「崇仁まちづくり推進委員会」を結成した。保存運動の中心メンバーが事務局長、事務局次長として参加し、組織形態もそれぞれの団体から同数の委員を出し合う「崇仁地区の文化遺産を守る会」方式が継承された。

設立後、1年半をかけ、崇仁まちづくり推進委員会は、行政提示の計画を受け取り承認する方向ではなく、ワークショップや住民報告会を繰り返しながら、地域の側から「このまちをどうしていけばよいのか」を提示する地元版「まちづくり構想案」を作り上げた。この構想案は、柳原銀行本社屋が柳原銀行記念資料館として再生され開館された翌日、発表された（1997年11月29日発表）。

柳原銀行保存運動は、置き換え型の改良を目指すのではなくむしろ被差別部落の中に守るべき価値を再発見する運動であり、また生活利害を共にする運動でなく「地域の大事なもの」という価値を共にする運動であった。ここから生

まれたまちづくり主体である「崇仁まちづくり推進委員会」もまた、個別要求の秩序化・序列化ではなく、私化されがたい「地域の願い」を形にすることに取り組んだといえるだろう。つまり無数の個別要望を聞き行政に伝達するのではなく、むしろ「地域のあるべき姿」という共同価値を地域の中につくりあげることに取り組んだのである。

本稿では、行政からもたらされる地域外からの資源に着目して、地域主体を成立・再生産させる資源配分構造を考察し、従来の解放運動と柳原銀行保存運動とを比較対照を行った。この視点は、行政からの資源がこれまでに比して著しく変化するとと思われる同和行政の一般施策化以降の「同和地区のまちづくり」を考える時に、また行政からの支援が「地域ボス」の再生産につながるケースなど、より一般的な地域組織と行政のあり方を考える時に、有用な視座を提供する可能性がある。

しかしその一方で、地域主体の形成には、地域外に由来する資源ばかりではなく、たとえば人的関係のネットワークといった地域内資源が不可欠であり、大きな影響を与えると考えられるが、本稿では十分に展開することができなかった。この視点からの分析は、今後の課題である。

注

- 1) 内田雄造『同和地区のまちづくり：環境整備計画・事業に関する研究』,明石書店,1993年。
- 2) 崇仁小学校6年生「地域の人たちの願い」(第11回 京の文化財作文コンクール市長賞), 1993年。
- 3) 1906年(明治39)竣工のもうひとつの銀行建築, 第一勸業銀行京都支店は近年解体された。

- 4) 被差別部落内に設立された銀行としては他に、1898（明治31）年1月、大阪浪速地区（当時大阪市南区＝現浪速区）に設立された株式会社西濱銀行が知られている。当時この浪速地区には既に、第五十八銀行と日本中立銀行の『西濱出張所』があったため、後発組である西濱銀行は、設立わずか5年後の1903（明治36）年には閉店している。地域に果たした金融機関としての役割からすれば、実質的には『柳原銀行』が被差別部落唯一の銀行であったとって過言ではあるまい。（参考：重光豊『柳原銀行史』第2章の注3，23ページ）
- 5) 重光豊『柳原銀行史』，柳原銀行記念資料館，2000年，29ページ。
- 6) 奥田勝広「はじめに」崇仁の文化遺産を守る会編『柳原銀行とその時代』，崇仁の文化遺産を守る会，1991年，1ページ。
- 7) 『部落問題事典』（解放出版社，1986年）になかった「柳原銀行」の立項は，その全面改定版の『部落問題・人権辞典』（解放出版社，2000年）を待たなければならなかった。柳原銀行記念資料館開設後に編纂された『新修部落問題事典』（解放出版社，1999年）が初の立項である。
- 8) 奥田勝広「はじめに」崇仁の文化遺産を守る会編『柳原銀行とその時代』，崇仁の文化遺産を守る会，1991年，1ページ。
- 9) 山内政夫「柳原銀行保存運動からまちづくりへ～崇仁地区のまちづくりの取り組み」部落解放連続講座における講演，1998年4月14日。
- 10) 崇仁地区の住宅地区改良事業の事業地区指定は，以下の5回である。
南部三地区改良地区指定，1960年
崇仁北一（下之町）改良事業地区指定，1967年
崇仁北二（川端町）改良事業地区指定 1968年
崇仁北三（下之町・川端町にまたがる）改良事業地区指定，1982年
崇仁北四（小稲荷町・郷之町・上之町の一部）改良事業地区指定，1985年
- 11) 1999年の計画変更時に，分母となる計画戸数の見直しにより，見かけの進捗率は約63%まで向上している。
- 12) 『120回衆議院予算委員会第一分科会 議事録』1991年03月13日。インターネットhttp://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KOKUMIN/www_doc?SESSION=11378&EXEID=2&RESID=1&POSID=0&PAGE1=16&MSIE3=1&MACIE=1015483092285&MACIEJAV=0&PRINT=1。2002年3月6日アクセス。
- 13) 同議事録。
- 14) 山内，前掲講演。
- 15) 内田，前掲書，203ページ。
- 16) 同書，203ページ。
- 17) 山内，前掲講演。
- 18) 第一次訴訟1988年8月，第二訴訟1989年8月。
- 19) 崇仁協議会「京都市崇仁地区市街地整備計画」1988年5月。
- 20) 山内，前掲講演。
- 21) 京都部落史研究所は，1977年12月，京都における部落の歴史についての史料を収集・編纂し，通史としてまとめることを目的に設立された。「意識的に近世政治起源説の枠組みを取り払って仕事を進めた点に特徴がある」（『部落解放人権辞典』，679ページ）。
- 22) 山内政夫氏への聞き取り，2001年4月23日。
- 23) 同盟七条支部，七条部落解放史研究会（準）『七条部落解放史 近代編年表』，1987年，9ページ。
- 24) 野々口正吾氏への聞き取り，2001年5月16日
- 25) 同聞き取り。
- 26) 山内，前掲聞き取り。
- 27) 野々口，前掲聞き取り。
- 28) 山内，前掲講演。
- 29) 山内，前掲講演。
- 30) 山内，前掲講演。
- 31) 「崇仁地区の文化遺産を守る会」会則。
- 32) ニュースレター「集い」は1995年10月発行の12号まで続けられた。
- 33) 移築工事は1995年2月16日に解体調査工事が開始され，1997年10月30日に移築復元修理工事が終了した。
- 34) 山内，前掲講演。
- 35) 山内，前掲講演。
- 36) 京都市によって，戦後提案された，4回の崇

仁地区の事業計画は以下の通りである。

『崇仁地区北部改良パイロットプラン』, 1972年

『崇仁整備基本計画』, 1978年

『京都市駅東北地区市街地整備基本計画』, 1982年

『同和問題の解決をめざす京都市総合計画・案
崇仁篇』, 1987年。

37) 山内, 前掲講演。

38) このため, 柳原銀行移築保存工事は, 同和对

策事業の中にも位置づけることができず, 一般
事業として行われることになった。

39) 山内, 前掲書, 318ページ。

40) 「かもがわ」(連載)『毎日新聞(京都版)』
1990年5月13日朝刊。

41) 山内, 前掲講演。

A Study on the Improvement of Living Conditions in the “Dowa” District: The Role of the Movement for the Preservation of the Bank of Yanagihara

Osamu HASUDA *

LIM Bon **

Abstract: The purpose of this article is to review the resident movement to preserve the Bank of Yanagihara and to examine the movement's contribution to the establishment of the primary role of community groups: improvement of living conditions.

Hardly visible, the anti-discrimination ‘community liberation movement’ in Japan has aimed at the improvement of living conditions of communities, and this has been achieved to some degree through the Renewal of Housing Districts Act of 1960. The “All-Romance” affair in 1951 in the “Sujin” area, the greatest community which has suffered the discrimination in Kyoto City, triggered this anti-discrimination movement in post-war Japan.

Ironically, the split of the movement in the 1960s and 1970s brought about a split of community organization in the “Sujin” area, which might have played a primary role in the improvement of living conditions there. This split hampered the improvement of living conditions in the “Sujin” area.

The Bank of Yanagihara, the only bank founded by people in discriminated community in Japan, used to stand in the “Sujin” area. When the housing renewal program, aimed at the improvement of living conditions, stopped and blockbusters tried to enter the “Sujin” area, the residents rediscovered their heritage, and fought to preserve the remains of the Bank of Yanagihara.

The movement to preserve the Bank of Yanagihara created an opportunity for cooperation among the divided groups in the “Sujin” area. This cooperation led to the establishment of the primary role of community groups: improvement of their living conditions.

Key words: Bank of Yanagihara, improve living conditions in “dowa” districts, anti-discrimination community liberation movement, housing renewal program, discriminated community

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University

** Associate Professor of the Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University